

HACCP導入型管理運営基準の

追加に係る説明会

主催：群馬県

共催：前橋市・高崎市

群馬県食品衛生法施行条例（管理運営基準）が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました（前橋市、高崎市も同様に改正されました。管理運営基準の改正部分については、県・中核市概ね同じ内容です。）。このたび、追加されたHACCP導入型管理運営基準の周知及び県全体のHACCPの推進を目的として、県内の食品営業者を対象に説明会を開催いたします。

日時・会場

第1回：平成27年10月9日（金）

高崎市総合保健センター（高崎市保健所）2階会議室
（高崎市高松町5-28）

第2回：平成27年10月27日（火）

渋川市中央公民館2階講義室（渋川市渋川908番地21）

第3回：平成27年10月30日（金）

太田市学習文化センター第1研修室（太田市飯塚町1549-2）

※時間については、全会場いずれも13時30分～16時30分の予定です。

参加費
無料

対象者・定員

対象者：県内の食品営業者（前橋市、高崎市を含む。）

定員：第1回100名、第2・3回ともに80名

※定員になり次第、締め切らせていただきます。希望者が多い場合は、調整させていただく場合があります。

食品の安全性向上のために
HACCPを導入しましょう！

内容

講義①「群馬県食品衛生法施行条例の改正概要について」（70分）

講師 衛生食品課 食品衛生係 係員

講義②「群馬県食品自主衛生管理認証制度について」（30分）

講師 衛生食品課 食品衛生係 係員

講義③「HACCP型及びプラスαによる品質工程管理について
—現場目線による取り組み事例—」（60分）

講師 清水康美氏（群馬県食品工業協会技術委員会委員）



お申し込み方法・募集期間

申込書（裏面）に必要事項を記入し、FAX又はEメールでお申し込みください（参加費無料です。）。

※募集期間は平成27年8月24日（月）～9月25日（金）です。

お申し込み・お問い合わせ先

群馬県健康福祉部食品安全局衛生食品課食品衛生係 電話：027-226-2443

FAX：027-243-3426 Eメールアドレス：shokuhin@pref.gunma.lg.jp

(様式)

平成27年 月 日

群馬県健康福祉部食品安全局
衛生食品課食品衛生係 あて
FAX) 027-243-3426

HACCP導入型管理運営基準の追加に係る説明会 受講申込書

ふりがな 受講者氏名			
※営業所内で申込者が多い場合は、適宜、受講者一覧表を添付のうえ、お申込みください。			
営業所名称、 所在地及び 連絡先			
受講日 (希望日を ○で囲む)	第1回 高崎市総合保健センター 10月9日(金)	第2回 渋川市中央公民館 10月27日(火)	第3回 太田市学習文化センター 10月30日(金)
営業所の 食品営業の 種類			

※申込期間：平成27年8月24日(月)～9月25日(金)